

山北町自治基本条例及び逐条解説 (素案)



平成 23 年 12 月時点

山北町

目 次

前文

第1章 総則	3
第1条 目的	3
第2条 この条例の位置付け	3
第3条 用語の定義	4
第2章 基本原則	6
第4条 協働の原則	6
第5条 情報共有の原則	6
第3章 町民の権利及び責務	7
第6条 町民の権利	7
第7条 町民の責務	7
第4章 まちづくりと地域活動	8
第8条 自治会等まちづくりの主体	8
第9条 地域活動の支援	8
第10条 町民公益活動	9
第5章 町の役割と責務	10
第11条 町長の役割及び責務	10
第12条 町長の説明責任	10
第13条 町の役割及び責務	11
第14条 総合計画等各種個別計画	12
第15条 行政改革大綱	13
第16条 行政評価	13
第17条 説明責任	14
第18条 町民からの意見聴取	14
第6章 議会の役割と責務	15
第19条 議会の役割及び責務	15
第7章 住民投票	16
第20条 住民投票	16
第8章 子ども及び高齢者の能力に応じたまちづくりへの参加	17
第21条 まちづくりへの子どもの参加	17
第22条 まちづくりへの高齢者の参加	17
第9章 広域連携	18
第23条 他の自治体との連携	18
第10章 条例の見直し	18
第24条 条例の見直し	18

山北町自治基本条例（素案）解釈及び運用の基準

前文 わたしたちのまち山北町は、西丹沢山系の表玄関に位置し、清流や森林（もり）などの豊かな自然に恵まれ、先人達のたゆまぬ努力と英知によって、輝かしい歴史と伝統文化を作りあげてきました。

こうした先人達が、創り守り育んできた美しい自然環境や歴史、文化は後世に引きついでいかなければなりません。

わたしたちは、わたしたちのまちを守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指すため、町民自らが地域のことは地域で考えて、積極的にまちづくりに参画する協働のまちづくりを進めていくため、まちづくりの基本原理としてこの条例を制定します。

前文解説

- 1 前文とは法令の趣旨、目的又は基本的な考え方を明らかにするために、法令の名称の次に置かれる文章のことをいいます。

自治基本条例は、自治に関する基本的な事項を定めたものであることから、条例制定の背景、基本原則やまちづくりについての思いや願いなど特に強調したい場合に、前文が置かれます。

- 2 前半部分において、山北町の恵まれた自然環境や歴史と文化にふれ、まちの目指すべき姿を示しています。また後半部分において、まちづくりを進めるうえで、町民自らがまちづくりを進めていく必要性を説いています。

- 3 「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」とは、日常生活の中で、町民一人ひとりが希望をもって学び、働き、安全安心に暮らせる日々を送ることができるまちのことをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山北町のまちづくりの基本方針を明らかにし、町民の権利及び責務並びに町及び議会の責務を定め、町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくりを進めるために必要な事項を定め、自治の推進を図ることを目的とする。

第1条解説

- 1 前文の趣旨を踏まえ、この条例を制定する目的を定めています。
- 2 この条例では、山北町の自治の実現を図るために必要なまちづくりの役割や権利及び責務を規定しています。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、まちづくりを進めるうえでの基本となるものであり、山北町で別に条例及び規則を定める場合は、この条例に定める事項を最大限遵守しなければならない。

2 既に定められている条例及び規則の見直しをする場合には、この条例に定める事項を最大限遵守しなければならない。

第2条解説

- 1 この条例は、山北町の条例や規則等においてどのような位置付けとするかについて定めています。
- 2 ここでは、自治基本条例を最大限遵守することと定めていることから、この条例は山北町における最高規範としての意味合いをもちます。
- 3 この条例の制定時点で既にある条例及び規則等は、見直しする場合には、この条例で定める事項との整合を図る必要があります。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 町民 町民とは、以下の各号に定めるものをいう。
 - ア 町内に在住する者
 - イ 町内に在学する者
 - ウ 町内に在勤する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (2) 町 山北町の行政執行機関である、町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 議会 山北町議会をいう。
- (4) まちづくり 町民、町及び議会が自ら主体となって、第1条で定める目的を達成するために必要な諸活動をいう。
- (5) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの立場を尊重して、互いに協力して活動することをいう。
- (6) 参画 町民が自由意思に基づいて、主体的にまちづくりに参加することをいう。
- (7) 地域 町域及び自治会区域等の特定の区域をいう。
- (8) 自治 山北町のまちづくりを進めるうえで、町民が主体となって必要なルールを定め、まちづくりがされている状態をいう。

第3条解説

- 1 この条例を誰もが正しく解釈し、同じ解釈の元で運用していくうえで重要となる用語として、(1)～(8)の用語の意味を定義しています。
- 2 (1) 町民とは、山北町の行政区域内に住んでいる人、町内に通学、通勤する人、町内にある事業所及び団体を対象としています。
- 3 (2) 町とは、町政の執行機関をいいます。
- 4 (3) 議会とは、山北町議会をいいます。
- 5 (4) まちづくりとは、この条例の目的が達成された状態である自治に至る、

さまざまな活動をいいます。一例をあげると、地域での防犯活動や福祉活動といった住民相互で支えあう仕組みづくりや活動を指します。

- 6 (5) 協働とは、まちづくりを進めるために、町民、町及び議会の三者が連携・協力して取り組むことをいいます。この三者が、お互い対等な立場で、それぞれの役割分担のもと責務を果たすことで、この条例の目的を達成することを目指します。
- 7 (6) 参画とは、単に参加するだけでなく、まちづくり活動の企画立案の段階から主体的に加わり、活動することをいいます。
- 8 (7) 地域とは、広くは、山北町の町域、狭くは、各自治会の区域をいいます。
- 9 (8) 自治とは、第1条で定められている目的を達成するために、町民自ら強制されることなく主体的に必要なルールが定められ、まちづくり活動がされている状態をいいます。

第2章 基本原則

(協働の原則)

第4条 町民、町及び議会は、次の各号で定める理念を実現するため、相互に協働してまちづくりを進めることを原則とする。

- (1) 町民一人ひとりが幸せを感じることができるまちづくり
- (2) 町民一人ひとりが安全安心に暮らすことができるまちづくり
- (3) 山北町の清流や森林（もり）などの豊かな自然を大切に守り育み活用するまちづくり
- (4) 山北町の伝統文化を守り継承するまちづくり

第4条解説

- 1 まちづくりは、町民、町及び議会の三者の連携や協力によって推進していくことを原則としています。
- 2 上記の三者は、それぞれ定められた役割と責務のもと、互いに自主性を尊重し、対等な立場で連携して協力することをまちづくりの原則として明確に定めています。
- 3 第1条で定めている目的を補足する意味合いから、(1)～(4)の目指すべきまちづくり像を示しています。

(情報共有の原則)

第5条 町民、町及び議会は、協働のまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とする。

- 2 町は、個人情報の収集等取り扱いについて、個人情報保護法の定めるところにより適正に行うものとする。

第5条解説

- 1 協働してまちづくりを進めていくうえで、町民、町及び議会が情報を共有する必要があります。ここでは、まちづくりに関する必要な情報について原則として共有することを定めています。

第3章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第6条 町民は、自由意思に基づいてまちづくりに参画する権利を有するものとする。

(町民の責務)

第7条 町民は、まちづくりに参加する責務を有するものとする。

2 町民は、まちづくりに参画するうえで、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言又は行動に責任を持つよう努めなければならない。

3 町民は、納税等必要な義務を負うものとする。

第6・7条解説

1 地方自治法第10条には、地方公共団体（この条例では山北町のことを指す）の人的構成要素である住民について、地方公共団体を構成する基本であること、地方公共団体の役務（各種行政サービス等）を受ける権利を有すること、負担を分任（権利を受けることができる代わりに、必要な義務が発生する）する義務があることが定められています。

2 上記のことから、第6条で、町民の権利を明確にするとともに、第7条で、町民自らも、まちづくりに参画する責務を持ち、発言と行動に責任を持つことの必要性を定めています。2項では町民は、まちづくりに参画する上で、単に自らの意見を主張するだけでなく、他の人の意見も尊重しながら、協働のまちづくりを推進することの努力義務を定めています。また3項では、6条でふれたように、町民の権利を認める一方で必要な義務を負うことを明確に定めています。

第4章 まちづくりと地域活動

(自治会等まちづくりの主体)

第8条 自治会等は、町民が地域で協働のまちづくりを進めるうえでのまちづくりの主体として中心的役割を担うものとする。

2 町民は、自治会の役割を理解して、積極的に活動に参画するよう努めなければならない。

(地域活動の支援)

第9条 町民及び町は、自治会等地域課題の解決の主体としての地域組織の活動支援に努めなければならない。

第8条・9条解説

1 まちづくり活動への町民の参画は、自治を実現する上で必要不可欠といえます。その中心的な担い手として自治会等と明示しています。なお自治会「等」には、まちづくりに資する団体も含まれます。

なお自治会「等」に該当するものと思われるものを例示すると以下のとおりです。

- ①保健福祉関連団体
- ②NPO法人（非営利団体）
- ③山北町のまちづくり活動をする住民グループ
- ④各種ボランティア団体
- ⑤その他、山北町のまちづくりに資すると考えられる団体

2 また町民は、まちづくりの中心的な担い手である自治会活動の重要性を認識して、積極的にまちづくり活動に参画することを努力義務として定めています。

(町民公益活動)

第10条 町民公益活動とは、町民の自発的な参加によって行われる営利を伴わない公益性のある活動全般をいうものとする。

ただし、次の各号に掲げる活動は除くものとする。

- (1) 専ら営利を追求することを目的とする経済活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 選挙活動
- (5) その他町民公益活動に適さない活動

2 町は、町民公益活動の推進に資する必要な支援をするよう努めなければならない。

3 町民は、町民公益活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第10条解説

1 自治を推進する上では、町民をはじめとするまちづくりの主体が、自発的にまちづくり活動を積極的に行う必要があるといえます。

第10条では、町民の公益性の伴う自発的な活動、すなわち町民公益活動を定義しています。公益活動である以上、(1)～(5)に規定されるようなまちづくりに本来関係のない活動は、町民公益活動の対象外としています。

2 町としても、町民公益活動が積極的に推進されるように、活動環境の整備や場所の提供、情報提供等を行うことで町民やまちづくり団体に必要な支援を行うことの努力義務を規定しています。

3 町民も、町民公益活動を尊重すると共に、自らも積極的にまちづくりに資する町民公益活動に協力することの努力義務を定めています。

第5章 町の役割と責務

(町長の役割及び責務)

第11条 町長は、町民の信託に応え、協働のまちづくり実現のため誠実に職務を遂行しなければならない。

(町長の説明責任)

第12条 町長は、町政運営及び今後の展望について、町民に説明しなければならない。

第11・12条解説

- 1 第11条では、町長は、町を代表して町政執行を行い、住民及び議会に対して直接責任を負う立場であることから、町政執行に際しては、この条例を尊重し、誠実に公正に職務を遂行することを定めています。
- 2 町長の責務には、各種法令を遵守し、公正で誠実な町政運営を行う責務を有する意味合いも含まれています。また、昨今の厳しい財政状況に鑑みて効率的な行財政運営をする責務も含まれています。この条例は、理念型の条例を指向しており、将来を不用意に制約するような具体的規定をできるだけせずに行っています。
このため町長の役割と責務については性善説にたって本条の規定としています。
- 3 町長は情報共有の原則に則って、まちづくりの方向性や重要施策などを町民に説明することを定めています。

(町の役割及び責務)

第13条 町は、第1条で定めた目的を達成するため、町民との協働を図りながら、まちづくりを推進しなければならない。

2 町は、まちづくりの過程で、町民の参画に努めなければならない。

3 町は、まちづくりをするうえで、必要な情報を町民に公開するよう努めなければならない。

第13条解説

1 町は、行政運営の主体として、町政に対して大きな役割を担っています。町は地方自治法で定められている責務の他に、町民の自主的で主体的なまちづくりを尊重すること、町民主体の町政運営を行うことを定めています。

2 町についても、第11条で規定している町長と同様に、各種法令を遵守し、公正で誠実な町政事務運営を行う責務を有する意味合いも含まれています。また昨今の厳しい財政状況に鑑みて効率的な行財政運営をする責務も含まれています

3 第2項では、協働のまちづくりを進める上で、まちづくりの町民参画をすすめていくことを規定しています。

具体的には、町が策定する各種事業計画の策定時において、第18条で規定する町民からの意見聴取町民参加型の策定会議の開催やパブリックコメントを実施すること等が想定されます。

4 町は、町民がまちづくりに参画する上で、正しい判断に資するために、必要な情報公開をすることの努力義務を定めています。

(総合計画等各種個別計画)

第14条 町は、まちづくりを中長期的な視点で計画的に推進するため、まちづくりの基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 町は、総合計画を策定する際には、この条例を遵守しなければならない。

3 町は、総合計画を踏まえ、各種個別計画を策定しなければならない。

第14条解説

1 地方自治法の一部を改正する法律が平成22年5月2日に公布されたことにより、旧法第2条第4項で規定されていた市町村の基本構想に関する規定が削除されました。町としては、中長期的かつ計画的なまちづくりを進めていくために、総合計画は今後も必要と考えていることから、策定することを定めています。

2 この条例は、まちづくりにおける最高規範的な意味合いを持つものであることから、今後策定される総合計画では、整合性を図る必要性があります。

3 個別計画とは、都市計画マスタープラン、地域福祉計画・高齢者福祉計画・介護保険事業計画等各課で策定する事業計画のことをいいます。

(行政改革大綱)

第15条 町は、第1条で定める目的を達成するために効率的かつ効果的なまちづくりを推進するため、行政改革大綱を策定しなければならない。

2 町は、毎年度、行政改革大綱で定めた項目についての進捗状況を町民に公表しなければならない。

(行政評価)

第16条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、町の実施する施策等の評価を行わなければならない。

2 町は、前項の結果を公表するとともに、政策に反映させるよう努めなければならない。

第15・16条解説

- 1 目的を達成するためには、これまでにふれてきたように、協働によるまちづくりが重要であることは、もちろんですが、町が、効率的かつ効果的に施策を実施するため、常に行政事務の改革改善の不断の努力が必要といえます。そこで本条では、行政改革大綱の策定義務、行政評価の実施及び進捗状況の公表を定めています。
- 2 進捗状況の公表方法については、この条例では詳細には規定はしませんが、広報やホームページでの進捗状況の公表等が考えられます。
- 3 行政改革大綱とは、行政改革を推進していくための基本となる大きな方向性を定めたもので、この大綱をもとにして、山北町の組織・制度・運営の改革を進めていくための各種計画が作られています。主として合理化・簡素化や職員定数の削減を行い、行政の効率化と行政費用の抑制を図ることを目的としたものです。

(説明責任)

第17条 町は、重要な施策等の企画立案及び実施にあたっては、町民にわかりやすく説明することに努めなければならない。

第17条解説

- 1 町長は情報共有の原則に則って、まちづくりの方向性や重要施策などを町民に説明をすることを定めています。
- 2 本条は、努力義務としていますが、町は原則として特別な事情がない限り、町民に対して説明責任を果たすことを想定しています。

(町民からの意見聴取)

- 第18条 町は、重要な計画の策定及び条例の制定等に際し、広く町民の意見聴取をしなければならない。
- 2 町は、総合計画等各種事業計画を策定する場合には、町民参加型の会議等を開催して意見を聴取しなければならない。
 - 3 町民は、パブリックコメント制度に基づいて必要な提案を行うことができる。

第18条解説

- 1 第18条は、町が重要な計画策定や条例制定等を実施する場合に、町が一方的に定めるのではなく、協働のまちづくりの観点から、町民に参画の機会を設けるものです。
- 2 2項においては、町で策定する総合計画や各種個別計画策定時には、町民参加型の策定委員会や会議等を開催して意見聴取する機会を設けることを規定しています。
- 3 パブリックコメント制度は、この条例で詳細には規定しませんが、一例としては、事業計画策定時に、素案が庁内で決定された段階で、一定期間（例えば1カ月程度）町民に公開して（ホームページでの掲載、役場窓口での公開など）意見を求めるなどが考えられます。
- 4 パブリックコメントとは、町が条例、規則や各種計画等を制定しようとするとき

に、町民に、意見を求める手続をいいます。従来のように町だけで制定するのではなく、制定過程において町民に諮ることで、よりよいまちづくりを目指すものです。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割及び責務)

第19条 議会は、町民の代表から選出される議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町民の信託に応えなければならない。

2 議会は、町民と議会活動に関する情報を共有するよう努めなければならない。

第19条解説

1 議会については、日本国憲法や地方自治法に規定されていますが、ここでは、住民の代表者から構成される議事機関としての議会の性格を明確にするために、あえて議会の基本事項を示しています。

第7章 住民投票

(住民投票)

第20条 町は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。

- 2 町長は、町政に関する重要な事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 3 住民投票の結果は尊重されなければならない。
- 4 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。

第20条解説

- 1 憲法第95条の住民投票は、一つの自治体だけにかかわる法律を国がつくるという場合をいうものであり、地方公共団体に関することは条例で定めることとなります。
- 2 地方自治法で規定する住民の直接投票は、第76条第3項の議会の解散請求に伴う投票、第80条第3項及び第81条第2項の議員と町長の解職請求に伴う投票が規定されているにとどまっています。
- 3 地方自治法は、地方公共団体の意思決定を、議会または町長という選挙で選ばれた住民代表機関の権限としています。しかし、地方分権の進展や住民の行政参加意識の高まりから、町長の決定に際して「住民投票の結果を尊重する（参考にする）ものとする」として、諮問住民投票（参考住民投票）を条例で定めるのが通例となっています。
- 4 住民投票の結果に対して拘束力を持たせることは、条例で住民投票による意思決定（決定住民投票）を規定することとなるため、地方自治法の代表民主制に反する可能性があります。従って、町長は必ずしも住民投票の結果に拘束されるわけではありません。町長は自己の判断により投票結果に反する意思決定をすることもできることから、町長の裁量に委ねられます。
- 5 この条例では、住民投票の詳細については定めていません。これは、町の住民投票のあり方を十分に議論していない段階で性急に規定を定めることは、この条例の趣旨に反するからで、検討の機会を別に設け、町民参加のもと別に規定を定めることとしています。

第8章 子ども及び高齢者の能力に応じたまちづくりへの参加

(まちづくりへの子どもの参加)

第21条 子どもは、それぞれの能力に応じたまちづくりへの参加をするよう努めなければならない。

(まちづくりへ的高齢者の参加)

第22条 高齢者は、それぞれの能力に応じたまちづくりへの参加をするよう努めなければならない。

第21・22条解説

- 1 条例は、一般的に成人が対象になると捉えられがちですが、この条例は、子どもや高齢者にも能力に応じてできる範囲でのまちづくりへの参画を促す観点から、明文化しています。

次代を担う子どもたちには、出来る範囲でのまちづくりへの参加を、高齢者には豊かな社会経験に基づく技術やノウハウを地域に伝え次世代に伝承する役割を担って欲しいとの願いがこめられています。

- 2 子どもは20歳未満、高齢者は65歳以上の町民を指しますが、本条の趣旨としては年齢による区分を一義的にするものではなく、町民一人ひとりの能力に応じたまちづくりへの参加をして欲しいという願いから明文化されたものです。

第9章 広域連携

(他の自治体との連携)

第23条 町は、他の自治体と広域的な連携を積極的に進めなければならない。

第23条解説

- 1 この条例は、町で定めるものですが、全ての課題を単独で解決できるわけではありません。このため、他の自治体とも積極的に連携することをここで定めています。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 町は、社会情勢その他、この条例の見直しの必要性を認めた場合、町民の意見を踏まえて必要に応じて概ね5年を目途に見直しをすることができる。

第24条解説

- 1 この条例は、町における最高規範として制定していることから、その内容はある程度恒久的な意味合いを持ちます。従って、その内容は軽々しく変更されるべきではありません。
- 2 しかし、社会情勢が大きく変化するなど、各条文が時代にそぐわない内容になった場合には、条例の見直しは妨げないことを定めています。
町の場合には、概ね5年を目途に条例を見直すことを想定しています。
- 3 条例を見直す際には、町民の意見を踏まえて改正することとしています。